

預金小切手による被害防止対策 の実施について

岩手県警察では、平成27年3月2日から県内の金融機関の協力を得て「預金小切手プラン」を開始しています。

この対策は、特殊詐欺の被害防止を図るため県内の金融機関の窓口で高額現金引出しを希望される高齢者の方に現金の代わりに預金小切手の利用を勧めるものです。

この対策で使われる預金小切手は「記名式線引自己宛小切手」であり、次の特徴を持ち合わせたものです。

◎ 記名式小切手

預金小切手に受取人の氏名を記載し、現金化できる受取人を特定するものです。

◎ 線引小切手

預金小切手の受取人が現金化する場合、自己の取引のある金融機関に限定するものです。

※ 記名式と線引を併用することで、預金小切手を不正に取得した第三者による現金化を防止する効果が見込まれます。

この対策については、状況に応じて警察署への通報をお願いしておりますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

「県警からのお願い」(PDF)

※ 預金小切手プランに対する問い合わせなどにつきましては、岩手県警察本部生活安全企画課(019-653-0110)に連絡してください。

